

## 〔四万十ブランド認証制度FAQ〕

平成29年 1月

公益財団法人 四万十川財団

## 〔四万十ブランド認証制度FAQ〕

(問1)

四万十川の名は、どうして全国的に知られるようになったのですか。

(人気の原因)

(答)

四万十川は、環境保護や自然の大切さについての国民の関心の高まりの中、昭和58年9月テレビ放送で「最後の清流」と紹介されたことが契機となり、全国的な清流ブームの先駆けとなりました。

この後、四万十川を訪れる観光客が増加する一方、産業面では「四万十川」の名前が商品のイメージアップに大いに効果を発揮したため、これを活かした商品づくりも流域内で盛んとなり、観光振興や地域経済の振興に大きな効果をもたらしました。

(問2)

この認証制度は、どうしてできたのですか。

(創設の目的)

(答)

四万十川は、全国から「最後の清流」と呼ばれることで有名となり、多くの観光客が訪れるようになりました。このため、お土産物や特産品などは「四万十川」の名を付けて売上げを伸ばすことができました。

一方、四万十川と全く関係のない商品にも、売上げ増加を見込んで四万十川の名が付けられて出回るといった状況も生まれました。

このため、認証を通じて流域の商品であることを明確にして、その5商品を買ってくださる方からの信頼を高め、清流のイメージや流域の生産者を守り育てるため「四万十ブランド」を確立する取り組みが平成13年8月から始まりました。そして、平成16年5月四万十ブランド認証ルール(認証ルール)を基本とする認証制度が創設されました。(平成29年1月一部改正)

(問3)

認証制度のコンセプト(考え方)は何ですか。

(コンセプト)

(答)

流域内に住んでいる生産者の方々が、四万十川の清流を守りながら、流域の原材料を使って、流域内の工場などで生産した商品を認証しようとする制度です。

(問4)

認証制度の内容は、どのようにして決められたのですか。

(制度の創設)

(答)

公益財団法人四万十川財団理事長(理事長)から委嘱された6人の委員(任期2年)が平成15年6月、四万十ブランド認定委員会(認定委員会)を構成しており、この認定委員会で約1年間にわたって認証制度のあり方、内容等を審議、検討しました。その結果、平成16年4月に認証ルールが決定されました。平成29年1月に内容の一部見直しをしました。

(問5)

認証制度は、どこで運営するのですか。

(運営の主体)

(答)

公益財団法人四万十川財団(財団)です。事務局は当財団の事務局が担当します。

決定された認証ルールに基づき、申請の受付、調査、通知などは事務局で担当し、申請された商品の認定審査は認定委員会で行います。

注) 高知県と高知県の流域8市町村が出資して平成12年2月に設立された財団法人(平成25年4月に公益財団法人に移行)で、四万十川の保全と地域の振興などを目的とする事業に取り組んでいます。

(問6)

認証制度の申請手続きはどうなっていますか。

(申請手続)

(答)

認証を受けようとする商品(サンプル)と申請書及び付属資料を財団の事務局に提出してください。その後、事務局で必要な調査を行い、認定委員会の審査にパスすれば認証が受けられます。なお申請書等の様式や手続きについては認証ルール等に定めていますので、お読みください。

(問7)

申請できる人は、どのような人ですか。

(申請者の資格)

(答)

認証ルール「2 認証基準」を満たす商品の責任者の方は申請できます。

そのほかは、次のとおりです。

(1) 商品の製造・販売について法令上の許可の必要なものは、その許可を受けていること。また、取消しや中止などの処分を受けていないこと。

(2) 事業所や田畑などの、いわゆる生産現場が四万十川流域にあれば、流域外に住所があっても申請できること。

(問8)

流域で生産された商品であっても、流域内で生産や加工された原材料を使わない商品は認証されないんですか。

(原材料について)

(答)

「四万十ブランド認証制度」は流域で生産された商品と、売り上げを伸ばすため四万十川に全く関係のない商品に「四万十川」と表示して販売している商品との区別が必要になっているとの考え方などから企画され創設されました。

従って、これまでの検討経過から商品には流域の原材料を使用することを認証基準に盛り込んでいます。なお商品に四万十川産の原材料を使用している場合は、少量であっても認定委員会の審査を受けることができます。

(問9)

「2 認証基準」(5)の認定委員会の指定する食品添加物を使用しないこととはどういう意味ですか。

(食品添加物)

(答)

加工食品については、食品衛生法等の関係法令により規制されています。

認定委員会では、このことを踏まえつつ全国の生協の全国連合会である「日本生活協同組合連合会」が現状において国が安全性を確認し、食品に使用してもよい添加物として指定しているもののなかで、安全性に問題があると懸念されるものについて、有用性とのバランスに科学的・客観的な検討を加え、食品への使用に問題があると判断したもののリスト(Zリストは次に掲載)に掲載された添加物は使用しないことが、四万十ブランドの認証品にふさわしいと判断しました。

■食品添加物「Zリスト」2000年7月

食品添加物名	用途名	リスト掲載理由
1 食用赤色2号およびアルミニウムレーキ	着色料	ラットで肝癌の疑い
2 食用赤色3号およびアルミニウムレーキ	着色料	ラットで甲状腺癌の疑い
3 食用赤色40号およびアルミニウムレーキ	着色料	原材料のP-クレンジンに発癌性が認められ、不純物として残留する可能性あり。
4 食用赤色104号	着色料	マウスで催奇形性、ラットで胎子の発育影響
5 食用赤色105号	着色料	マウスで腫瘍原性、ラットで胎子の発育影響
6 食用黄色4号およびアルミニウムレーキ	着色料	喘息、じんましん、鼻炎などのアレルギー反応
7 食用黄色5号およびアルミニウムレーキ	着色料	アレルギー様過敏反応
8 パラオキシ安息香酸イソブチル	保存料	BHAと同程度の発癌性を示すアルケリである可能性。皮膚から容易に吸収される。
9 パラオキシ安息香酸ブチル	保存料	
10 デヒドロ酢酸ナトリウム	保存料	ラットやマウスの胎子に毒性的影響
11 オニトフェニルフェノールおよび同ナトリウム	防かび剤	ラットで膀胱癌を生じる。
12 チアベンダゾール(TBZ) 13 過酸化ベンゾイル	防かび剤 着色料	ラットやマウスに対して催奇形性発癌プロモーター作用がある。
14 臭素酸カリウム	着色料	ラットに対する発癌性が認められている。

(問10)

契約期間中に四万十川産の原材料を仕入れる見通しがなくなったらどうしたらいいか。

(原材料の不足)

(答)

認証ルール「8 商品名等の変更」(1)①のとおり、認証品の生産において原材料の手当が小さくなる日の1か月前までに必ず届け出てください。その上で、認証シールなどの使用を中止してください。このルールが守られず、そのことが後から判明したときは、契約違反として判断され、契約相手方である理事長から一方的に契約破棄(認証取消と情報公開)される場合があります。

(問11)

契約期間中に原材料が不足したが、契約相手方の理事長に届出をすることなく、流域外の原材料を使って生産を続けた。その後、事務局等の調査により契約違反が判明したときは。

(原材料の調達違反)

(答)

これは、問10と同様のケースです。この場合、「8 商品名等の変更」が必要となりますが、この届出をしないことによる認証ルールの違反となります。

また、「2 認証基準」(1)を満たさなくなります。このため、認証できなくなり、認証シール等を撤去していただくこととなります。これが行われないと、これも認証ルールの違反となります。こうした認証ルールの違反の結果、「12 認証の取り消し」(1)①に定める認証契約への違反となり、契約相手方である理事長によって認証契約が破棄され(認証契約書第6条)、複数の商品に認証を受けている場合であっても、すべての認証が取り消されます。

(問12)

認証ルールに違反したとされた場合、認証は理事長が一方的に取消することになっていますが、その決定に不服がある場合はどうなりますか。

(異議の申立て)

(答)

「12 認証の取り消し」(4)には、取消通知の配達日(取消日)から2週間以内であれば、相当の理由を記載した文書を作成して異議の申し立てができます。この後、事務局による調査を経て理事長は認定委員会での審査が必要と認める場合は、その旨を通知して認定委員会における審査を求めます。

この認定委員会は、

① 不服申立をした責任者が出席して意見を述べることができます。

② 財団理事長の決定と①の内容を審査して

ア)理由がない場合は認証取消しの決定を取り消します。(認証継続)

イ)理由がある場合は、認証取消しの決定を追認します。(認証取消)

なお、理事長は、取消通知者からの申立の内容を調査した結果、認定委員会で審査する必要が認められない場合は、その旨を取消通知者に通知して認証の取消しが確定します。いずれの取消決定についても異議の申立はできません。

(問13)

四万十川の環境保全等の行事には参加しないといけませんか。

(環境保全等の行事参加)

(答)

この認証制度は、流域の原材料を使っている商品を単に認証するといった仕組みではなく、四万十川を活用して経済活動している生産者の方々にも清流保全の取組みに積極的に参加をしていただく仕組みにしていきたいと考えています。

このため、認証を受けた方や雇用された従業員の方々にもこういった行事にできる限り参加していただきたいと考えています。行政や流域住民はもとより、生産者の方々も一体となった清流保全の活動が、全国の方々からの四万十川に対する評価や信頼性を高めることに結び付き、もって四万十川の名が経済活動や環境保護・保全のブランド名として確立されていくものと考えています。

また、認証ルール「13 環境保全行事への参加」(3)には、認証者の方に、契約日から1年経過後(2年、3年後も同様)の実績報告書の提出に併せて、これら行事への参加実績も報告していただくこととしています。

(問14)

認証者協議会には加入しないといけませんか。

(認証者協議会)

(答)

認証者（会員）の皆さま同士の交流や連携を図るため、またご意見をお聞きして制度の信頼性を高め、使いやすくすることなどのため協議会（認証者協議会）を設置いたします。このため認証を受けた方は全員参加とさせていただきます。この事務局は当分の間は当財団が担当いたします。なお、円滑な協議会運営のための経費（会議費等）の一部をご負担いただきたいと思います。